

[別紙1]

もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金 (スタートアップ型)の事務手続きについて

1. 交付申請書提出 (採択された場合)

* 交付申請は下記提出先に郵送または持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則25日以内)

3. 事業開始

【事業の内容に本質的な影響を及ぼす備品の変更や事業の中止・廃止をしたい場合】
県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

5. 実績報告書提出

(完了から30日以内若しくは完了の日の属する年度の3月5日のいずれか早い日まで、
中止・廃止の場合は20日以内)

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。

事業期間中に概算払いできる場合があります。

6. 事業実施状況の報告(事業実施年度の翌年度から4年間、毎年5月20日まで)

資料提出・お問合せ先

農産・林産・畜産 (農林漁業者・加工グループ・農林産業を営む法人)	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
農産・林産・畜産 (農林漁業者・加工グループ・農林業営む法人以外の食のみやこ推進サポーター)	東部農林事務所農商工連携チーム	0857-20-3654
	中部総合事務所農林局農商工連携チーム	0858-23-3164
	西部総合事務所農林局農商工連携チーム	0859-31-9768
水産	水産振興局水産振興課	0857-26-3717